

【短期入所生活介護 利用料金表】

藤島園ショートステイ

月額利用料金の目安：対象となる介護度のA + その他加算 + B がご利用料金となります。

【注意】基本サービスのAにその他加算を追加する場合にはAの介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算の単位数が増加になり自己負担額も増加になります。

令和3年8月1日現在

A 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設型短期入所生活介護費(月額)	596	665	737	806	874
②サービス提供体制加算Ⅲ(月額)	6	6	6	6	6
③看護体制加算Ⅰ(月額)	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ(月額)	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅲ(月額)	15	15	15	15	15
⑥機能訓練体制加算(月額)	12	12	12	12	12
⑦月額単位数小計 ①～⑥の合計×30日で計算	19,230	21,300	23,460	25,530	27,570
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ⑦×8.3%	2,426	1,768	1,947	2,119	2,288
⑨ 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ ⑦×2.7%	519	575	633	689	744
⑩介護保険給付対象合計(⑦+⑧+⑨)	22,175	23,643	26,040	28,338	30,602
地区区分換算額 ⑩×10.17	¥225,519	¥240,449	¥264,826	¥288,197	¥311,222
介護保険 自己負担額(1割負担の方)	¥22,552	¥24,045	¥26,483	¥28,820	¥31,123
介護保険 自己負担額(2割負担の方)	¥45,104	¥48,090	¥52,966	¥57,640	¥62,245
介護保険 自己負担額(3割負担の方)	¥67,656	¥72,135	¥79,448	¥86,460	¥93,367

【その他の加算】(介護保険給付対象)

認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	日常生活に支障をきたす恐れのある介護を必要とする認知症の入居者が1/2以上、特定の研修修了者を配置し、計画的な研修を実施する場合。
個別機能訓練加算	56単位/日	日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止する為の訓練を実施します。専従1名以上の機能訓練指導員配置。
送迎加算	片道184単位/回	利用者等の希望による病院等への送迎を実施する場合。
療養食加算	8単位/回	利用者の病状に応じ医師の指示に基づく食事提供をした場合。1食単位、1日3回を限度。
緊急短期入所受入加算	90単位/日	緊急に短期入所を利用した場合。緊急受入日から起算して7日を限度。
長期利用減算	▲30単位/日	連続30日を超えて利用する場合は減算されます。

B 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

【食費・居住費(個室)】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費(朝食400円、昼食600円、夕食600円)	¥1,600	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費(個室1,350円)	¥1,350	¥820	¥820	¥420	¥320
介護給付対象外費用 合計	¥2,950	¥2,120	¥1,820	¥1,020	¥620

【食費・居住費(多床室)】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費(朝食400円、昼食600円、夕食600円)	¥1,600	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費(多床室900円)	¥900	¥370	¥370	¥370	¥0
介護給付対象外費用 合計	¥2,500	¥1,670	¥1,370	¥970	¥300

☆食事居住費の利用者負担限度額については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。

限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階)

第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②：市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。

第2段階：市町村民税非課税世帯で、年金収入80万円以下の方。

第1段階：生活保護受給者。市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方。

【その他の費用】

理美容代	2,000円/回	髻剃り代	1,000円/回
洗濯代	110円/回		